

遊泳者等保護水域におけるプレジャーボートの危険操縦等の禁止等に関する法律案

【新規立法】

〈立法の背景・趣旨〉

現行法上、プレジャーボート（主としてスポーツ又はレクリエーションの用に供するモーターボート、水上バイク等）の危険操縦等は禁止されているものの、小型船舶免許の減点事由に留まっていることもあり、依然として海水浴場等におけるプレジャーボートの危険操縦等が問題となっている状況にある。

また、条例によりプレジャーボート等の危険操縦等を規制する自治体はあるものの、条例のない自治体も多い。

➡ 遊泳者等（遊泳・潜水する者、手こぎボートに乗っている者等）の生命及び身体の保護を図るためには、遊泳者等保護水域（※）を設け、プレジャーボートの危険操縦等に罰則を設けることにより、これを抑止する必要がある。

（※）遊泳者等保護水域……多数の遊泳者等が利用する水域であってプレジャーボートと遊泳者等との衝突その他の事故が発生するおそれがあると認められるものについて、都道府県公安委員会が指定

➡ 国として責任を持って遊泳者等の生命及び身体の保護を図ることが必要であり、そのためには、法律により海、河川、湖沼等の水域に共通する全国一律の最小限の規制を設ける必要がある。

- 1 遊泳者等保護水域における、次の操縦を禁止する。
 - ① 遊泳者等の付近において、その遊泳者等との衝突その他の事故を発生させるおそれがある速力でプレジャーボートを航行させる操縦
 - ② 遊泳者等の付近において、その遊泳者等との衝突その他の事故を発生させるおそれがある態様でプレジャーボートを急回転させ、又は縫航させる操縦
- 2 遊泳者等保護水域における、飲酒、薬物の影響その他の理由により正常な操縦ができないおそれがある状態でのプレジャーボートの操縦を禁止する。
- 3 遊泳者等保護水域におけるプレジャーボート（これによりえい航されるものを含む。）と遊泳者等との衝突その他の事故（当該遊泳者等の生命又は身体に係る被害が生じ、又はまさに生じようとしている場合に限る。）について、当該事故に係るプレジャーボートを操縦する者に対し、救助義務及び報告義務を課す。
- 4 1、2及び3について、罰則を設ける。
- 5 この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、遊泳者等の生命及び身体の保護等の観点から、プレジャーボートの操縦に関する規制の在り方等についての検討条項を設ける。

【施行期日】 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日